

資料 2

(介護予防) 地域密着型サービス事業
介護予防・日常生活支援総合事業

1 身体拘束について

(1) 身体拘束の適正化について

平成 30 年度の介護報酬改定により、身体拘束の適正化が強化され、居住系サービス及び施設系サービスの事業所においては、基準として次の取組が必要になっています。

① 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

※「緊急やむを得ない場合」とは

次の 3 つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施される場合

ア 切迫性・・・本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

イ 非代替性・・・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

ウ 一時性・・・身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(2) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束廃止未実施減算については、事業所にて身体拘束等が行われていた場合ではなく、基準に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなります。

具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市に提出した後、事実が生じた月から 3 月後に改善計画に基づく改善状況を市に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から 1 日につき減算することとなります。

(3) 減算対象事業（市指定サービス）

- ・地域密着型介護老人福祉施設
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護

2 事業所評価加算について

事業所評価加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届出がされた事業所が、評価対象期間において、選択的サービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上の各サービス）を行い、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合などに、1月につき120単位を加算するものです。

「介護保険法施行規則第四百十条の六十三の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準の全部を改正する件（令和六年厚生労働省告示第84号）」が発出され、通所介護相当サービスについては、令和6年4月1日から事業所評価加算が廃止されることとなりました。

【参考】

●野田市ホームページ：事業所評価加算 ページ番号：1015713

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1015713.html>

3 サービス提供体制強化加算について

介護福祉士の資格保有者、常勤職員、一定以上の勤続年数を有する者が一定数以上雇用されていること等が、算定の要件となっています。

職員の割合の算出に当たっては、前年度（3月を除く。）の平均を用います。ただし、前年度の実績が6か月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）は、直近3か月の割合を毎月確認する必要があります。

前年度にサービス提供体制強化加算を取得していた事業所につきましては、翌年度もサービス提供体制強化加算の要件に適合するか、確認をお願いします。

職員の割合が基準を満たさなくなった場合は、速やかに届出をお願いします。要件を確認した職員割合算出シートについては、事業所にて保管してください。

4 同一建物減算の届出について

第1号訪問事業の事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、正当な理由なく、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合には、12%減算となります。

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、同一敷地内建物等に居住する者へサービス提供を行う指定訪問介護事業所は、「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」を作成し、算定の結果90%以上である場合については届出が必要となります。

なお、90%以上でなかった場合についても、当該書類は、各事業所において保存する必要があります。(正当な理由の有無によらず、90%以上の場合には、計算書を提出する必要がありますのでご注意ください。)

区分	判定期間	提出期限	減算適用期間
前期	3月から8月	9月15日	10月から翌年3月
後期	9月から2月	3月15日	4月から9月

【参考】

- 野田市ホームページ：加算等に関する届出について（介護サービス事業者の方へ） ページ番号：1030707

<https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/fukushi/hoken/1016747.html>

- 厚生労働省ホームページ：令和6年度介護報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html